

「明石市立少年自然の家実習棟2階事務室改修修繕」特記仕様書

1 修繕目的

明石市立少年自然の家の管理宿泊棟については、指定管理期間満了に伴い、令和3年4月以降には管理宿泊棟の利用停止が予定されている。しかしながら、他の施設については利用継続を予定しており、現在、事務所が管理宿泊棟に設置されていることから、実習棟に事務所機能の移設を図るため、修繕を行うもの。

2 修繕が必要な施設

明石市大久保町江井島567番地

明石市立少年自然の家 実習棟2階準備室

3 修繕場所等

別紙による（添付図面下記）

- ・ 修繕平面図
- ・ 修繕配置図
- ・ 修繕参考図

4 主な修繕内容

- ① 空調設備の更新
 - ・ 既設空調機器・配管の撤去
 - ・ 天吊型パッケージエアコン・・・2.5HP程度
※ 換気設備の配置を考慮した設置位置とする。
- ② 換気設備の更新
 - ・ 既設換気扇の撤去・更新
- ③ 給排水設備の更新
 - ・ 洗面台の撤去・壁補修
 - ・ 流し台の設置
※ 換気設備の配置を考慮した設置位置とする。
- ④ 照明器具の更新
 - ・ 既設照明器具の撤去
 - ・ LED照明器具の設置 4台
- ⑤ 単独コンセントの増設
 - ・ 2穴コンセント 2系統
- ⑥ 電話拡張・LAN配線
 - ・ 管理宿泊棟からの架空配線
※ 既設配線との繋ぎ込みは別途実施
- ⑦ その他建築工事
 - ・ 壁クロス張り 4.5㎡
 - ・ 事務所入口 内鍵取付

⑧ その他

その他必要な修繕については、内訳明細書を参照のうえ、実施する。

5 修繕期間

契約日の翌日から 2021 年(令和 3 年)3 月 31 日 (検査・引渡日含む)

6 修繕料の支払い

完成確認後、全額一括払い

7 その他

- ・ 工事車両の駐車スペースは、指定管理者との調整による。
- ・ レッカー使用時は、交通誘導員を配置すること。
- ・ 仕様書等に記載がなくても、業務上必要なことは受注者の負担により修繕期間内に責任をもって解決すること。ただし、受注者の責によらない問題が発生した費用の負担は協議による。